

松水総第191号  
令和7年3月31日

事業推進課長 様  
施設整備課長 様  
維持管理課長 様  
浄配水課長 様

総務課長 石津 宏明  
(契約管財係)

令和3年度及び令和6年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る  
現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて

災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについては、令和6年12月25日付け松水総第102号により通知しておりますが、下記のとおり取り扱いを一部変更しましたので通知します。

なお、本通知により、令和6年12月25日付け松水総第102号通知は廃止します。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

令和7年3月31日付け松水総第190号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）」の内容に合わせた改正

[変更概要]

現場代理人の常駐義務緩和に係る金額要件を 4,000 万円から 4,500 万円へ見直し

2 適用対象

令和7年4月1日以降に局が入札公告及び指名通知する工事から適用。

なお、適用日以前に局が発注した工事については、発注者の判断とする。

3 添付資料

- ・【別紙】現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて
- ・現場代理人の兼務に関する特記仕様書（令和3年度及び令和6年度発生豪雨等災害特例適用）

※本取扱いを廃止（もしくは変更等）する際は、別途通知する。